

【 手術 】

562 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術の算定間隔について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

- ① K006－4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術の連月の算定は、原則として認められない。
- ② K006－4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術の算定間隔は、原則として3か月に1回程度認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術は、厚生労働省告示※¹より一連につき算定するものである。ここでいう「一連」とは、厚生労働省通知※²に「治療の対象となる疾患に対して所期の目的を達するまでに行う一連の治療過程をいい、概ね3月間にわたり行われるものをいう。」と示されており、当該手術の連月の算定は、上記通知の要件に合致しない。

以上のことから、K006－4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術の連月の算定は、原則として認められないが、3か月に1回程度の算定は認められると判断した。

(※1) 診療報酬の算定方法

(※2) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について